

令和元年第4回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和元年12月12日（木曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 今井 英昭	6番 森澤 文王
7番 今井 清	8番 村田 桂子	9番 田中 三江
10番 滝沢寿美雄	11番 榎本 真弓	12番 森本 信明

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳 副町長 小平春幸 教育長 塩澤勝巳

総務課長 遠山一郎 町民課長 市川清美

企画課長 竹重和明 教育次長 市川正彦

建設課長 荻原義行 農林課長 片桐栄一

観光商工課長 今井一行 会計管理者 羽場厚子

庶務係長 羽場雅敏

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 齊藤明美 書記 伊藤百合子

閉会 午後2時42分

(午後1時30分 開議)

議長（森本信明君） 皆さん、こんにちは。本日、審議最終日となりましたが、最後まで慎重審議のほど、よろしく願いいたします。

これから、本日12月12日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの撮影生中継及び信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。

議事日程は、お手元に配付してあります。

◎日程第1 議案第55号～日程第7 議案第61号

議長（森本信明君） 日程第1 議案第55号 立科町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてから、日程第7 議案第61号 令和元年度立科町水道事業会計補正予算（第4号）までの7件を一括議題といたしますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題になっています案件につきましては、各常任委員会に付託し、審査されていますので、各常任委員長より審査の結果の報告を求めます。

今井 清総務経済委員長、登壇の上、報告願います。

〈7番 今井 清君 登壇〉

7番（今井 清君） 7番、今井 清です。

総務経済常任委員会審査経過につきまして、お手元の資料に基づきまして、ご報告を申し上げます。

立科町議会総務経済常任委員会審査報告書。

1、付託案件

付託案件につきましては、審査経過の中で申し上げます。

2、審査経過。

令和元年12月4日に付託された標記案件を審査するため、12月10日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

（1）議案第55号 立科町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について。

地方公務員法等の改正により、令和2年度から臨時職員制度等に変更開始される会計年度任用職員制度の仕組み、募集方法、採用方法等の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第56号 立科町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例制定について。寄附金を財源として実施する事業の区分につきまして、号の追加の考え方と運用の

説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第57号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。
原案を全会一致で可決しました。

裏面をご覧ください。

(4) 議案第59号 記号式投票に関する条例を廃止する条例制定について。
町長選挙の記号式投票を自書式投票にするとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第60号 令和元年度立科町一般会計補正予算(第4号)について。
歳入全款、歳出のうち、【2款】総務費(3項戸籍住民基本台帳費を除く)、
【5款】農林水産業費、【6款】商工費、【10款】災害復旧費のうち(1項農林業施設災害復旧費及び4項観光施設災害復旧費)、【11款】公債費、【12款】予備費。

歳入について主なものは、【16款】県支出金では、学生による地域課題解決事業「タテシナソン」の事業費確定による、地域発元気づくり支援金の減額補正及び災害復旧費に係る県補助金の増額補正、委託金では、県議会議員選挙等執行経費の確定による減額補正であるとの説明を受けました。

【19款】繰入金は、財政調整基金からの繰入金であり、【22款】町債は、災害復旧事業費に係るものが主であるとの説明を受けました。

歳出について主なものは、【2款】総務費では、移住・定住推進経費で、移住定住促進事業新築住宅補助金の増額補正の内訳を確認し、選挙費で、町長町議会議員選挙、県議会議員選挙等の費用確定による減額、権現の湯事業経費は、厨房機器の更新について説明を受けました。

【5款】農林水産業費では、農業再生事業経費の立科町農業再生協議会への補助金について説明を受けました。

【6款】商工費では、観光施設管理経費の道の駅駐車場区画線整備の事業内容と駐車マス数変更の経過について説明を受けました。

【10款】災害復旧費では、農林業施設災害復旧費は、災害復旧事業の内容と農業用水の通水見通しについて、観光施設災害復旧費は、工事箇所について説明を受け、
【11款】公債費、【12款】予備費も含め、原案を全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

以上でございます。

議長(森本信明君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[(なし) の声あり]

なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、森澤文王社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈6番 森澤 文王君 登壇〉

6番（森澤文王君） 6番、森澤。

社会文教建設常任委員会の審査報告をいたします。

付託案件につきましては、審査経過の中で申し上げます。

2、審査経過。

本委員会は、12月4日に付託された標記案件を審査するため、12月6日及び9日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の大要は次のとおりであります。

（1）議案第58号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

国の災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、町の災害援護資金の支払猶予規定の見直し及び報告等の規定の追加による改正を行うとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第60号 令和元年度立科町一般会計補正予算（第4号）について。

歳出のうち、【2款】総務費（のうち3項戸籍住民基本台帳費）、【3款】民生費、【4款】衛生費、【7款】土木費、【9款】教育費、【10款】災害復旧費（のうち2項公共土木施設災害復旧費、3項教育施設災害復旧費）。

【2款】総務費のうち、3項戸籍住民基本台帳費では、歳入について、特定財源の国庫支出金から一般財源への財源変更による補正との説明を受けました。

【3款】民生費のうち、2項児童福祉費では、2目子育て支援費について、不具合による児童館のテレビ更新、10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い発生する町外幼稚園への施設利用補助金分の増額補正、3目保育所費について、財源内訳のうち負担金は、幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児分の保育料が無償化されたことによる保育所保育負担金の減額補正、3項高齢者福祉費では、3目高齢者施設費について、高齢者生きがいセンターのブラインド交換等による修繕費の増額補正と説明を受けました。

【4款】衛生費のうち、1項保健衛生費では、1目保健衛生総務費について、職員1名の増及び勤務時間外開催の会議等に伴う超過勤務手当の増額補正、3目母子保健費について、平成30年度未熟児養育医療給付の実績に伴う国庫負担金等の精算還付金の計上、2項清掃費では、1目ごみ処理費について、災害廃棄物の処理業務委託料の計上との説明を受けました。

【7款】土木費のうち、1項土木管理費では、住居手当及び職員共済費の増額補正、2項道路橋梁費では、1目道路維持費について、補修用原材料費の増額補正との説明を受けました。

【9款】教育費のうち、1項教育総務費では、蓼科高校通学バス中込線利用者増による通学車両運行補助金の増額補正、3項中学校費では、台風19号により被害を受け

た体育館屋根修繕による工事請負費の増額補正との説明を受けました。

【10款】災害復旧費のうち、2項公共土木施設災害復旧費では、災害復旧工事費と修繕料の増額補正について内訳の説明、3項教育施設災害復旧費では、台風19号による権現山グラウンド土手及びキャンプ場土手崩落を防ぐ保護シート設置等の修繕の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第61号 令和元年度立科町水道事業会計補正予算(第4号)について。

支出のうち、【71款】資本的支出、1項建設改良費では、温井水源土留壁工事に関する増額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長(森本信明君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔(なし)の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。8番、村田桂子君。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番(村田桂子君) それでは、議案第60号 令和元年度立科町一般会計補正予算(第4号)について、賛成討論を行います。

この補正予算は主として、台風19号によるかつてない被災を受けて、復旧のために組まれています。歳入で、財政調整基金から5,000万円を繰り入れ、また、国、県より、約2億5,000万、町債として2億7,000万円を手当をし、総額6億円超えという大型補正となりました。

歳出では、災害復旧費として6億3,000万を組んでいます。その大部分が農林業災害復旧費で、合わせて5億5,000万円です。農林業施設として、農地147カ所、農業用施設として31カ所の計178カ所分を手当しています。

国が中心となって復旧するもの、県、土地改良区、町が責任を負うもの、対象外など、被災地の全てにわたり責任分担を明確にして、来年の作付には間に合うように、急ピッチで対応を進めたいとの決意も述べられました。個人の復旧への補助金も3,000万円が充てられました。

また、来年度予算を待たなければ対応できない大きなものもあり、まだ全容は見えてきませんが、まず第一歩を踏み出すための予算であり、緊急性があり、住民が待ち

望んでいる予算であります。

道路や橋などの復旧経費には約1億2,000万、国庫補助の道路災害4カ所と、それ以外の町単独事業で行われる復旧事業には5,400万、梨ノ木橋の架けかえのための測量・設計委託料も組まれています。

権現山西側ののり面崩落対応の応急措置であるビニールシートの設置や、蓼科園地、野外音楽堂、夢の平キャンプ場などの復旧費、修繕料も組まれました。今年つくったばかりのクロスカントリーコースも、コースに敷き詰めた山砂などが流れ、使い物にならなくなり閉鎖されていますが、技術的な問題を再検討するとのことで、今回には対応していません。来年のオリンピックを目前に、早急な対応が求められます。

台風被害で出た災害ごみの処理に350万、中学校の屋根の一部が落ちましたが、その修繕も予算化など、台風被害復旧のために必要な予算であります。

ほかに、10月より3歳以上の保育料が無償になったことで、700万円の保護者負担が軽減されましたが、副食費の徴収が新たに設けられ、127万円の負担です。他の自治体のように副食費の無償化を願っています。

また、道の駅の駐車場区画線引き直しのために、約40万円弱が予算化、大型車両11台分を半分にして、普通車36台分を確保するとのこと。多くの住民から、「使いづらい」、「出にくい」と不評を買っていました。フジ祭りなど、さまざまなイベントを企画し、利用者もうなぎ登りで増えている町の玄関口の施設だけに、1日も早い整備が望まれます。

他に、選挙費の確定による公費制限、権現の湯の厨房機器、麺ゆで機の更新は、リニューアル後の利用客増加が期待される食堂業務の改善に必要と認め、賛成します。

以上、賛成討論といたします。

次に、議案第61号 水道事業会計については、今回初めて断水となった、その原因である水源地東側の山の斜面崩落により、雨水がせきとめられ、取水場に濁水が入り込んだことを受けて、入り込まないように水源との間に土留の壁を設置するための設計委託料であり、必要であります。

以上、賛成討論といたします。

議長（森本信明君） ほかに討論はありますか。3番、中島健男君。

〈3番 中島 健男君 登壇〉

3番（中島健男君） 3番、中島健男です。

賛成の立場から意見を述べます。

1、議案第55号 立科町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定については、自治体の一般非常勤職員について、法律の整理が明確でなかったのに対し、今回の法改正で、会計年度任用職員として明確にされたものであります。曖昧だった任用のルール、条件、更新、採用等が明確になり、条例の中で給料表が明確にうたわ

れ、かつ期末手当、その他の手当が支給され、なお、機会均等のため、広く募集も行われるものであり、来年4月1日からのスムーズな制度移行を期待するものであります。

新たな制度として、任用・勤務条件が確保されており、さらなる行政需要の多様化、公務の効率的かつ適正な運用の推進に資すものと考え、賛成いたします。

2、議案第56号 立科町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例制定については、今回の台風19号の災害復旧に充てる財源とするため、ふるさと寄附金を募ることができるようにするものである。また、今後の想定外の事象に対応するために、町長が必要と認めた事業も追加するものであります。多くの皆様からの支援を有効に活用できるものと考え、賛成するものであります。

3、議案第57号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、刑事施設収容者の国民健康保険税の減免を明確にしたものである。標準的な取り扱いが定められたことによる条例改正であり、賛成するものであります。

4、議案第59号 記号式投票に関する条例を廃止する条例制定については、期日前投票では記名式を使用し、投票所では記号式を使用しております。用紙が2種類になるということで、経費の増や投開票の事務が煩雑になっています。近年は、期日前投票が増えているとのことで、記号式を廃止し、記名式とすることに賛成するものであります。

5、議案第60号 令和元年度立科町一般会計補正予算（第4号）について。

歳入は、国、県からの支出金と寄附金と町債である。歳出は、そのほとんどが台風19号の災害復旧費であり、総額で6億3,000万になります。いまだに、被害の全貌が見えない中での概算での補正予算とのことですが、確認できたところから順次、スピード感を持って対応に当たっていただきたいと思います。来年の春には、町内の耕作の田んぼに水が張られていることを期待して、賛成するものであります。

以上で、賛成討論といたします。

議長（森本信明君） ほかに討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから日程第1 議案第55号 立科町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について採決をします。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号 立科町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第56号 立科町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号 立科町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第57号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第57号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第58号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第58号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第59号 記号式投票に関する条例を廃止する条例制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第59号 記号式投票に関する条例を廃止する条例制定については、委員長の報告とおとり可決されました。

次に、日程第6 議案第60号 令和元年度立科町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号 令和元年度立科町一般会計補正予算（第4号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第61号 令和元年度立科町水道事業会計補正予算（第4号）について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第61号 令和元年度立科町水道事業会計補正予算（第4号）については、委員長の報告とおとり可決されました。

次に、日程第8 認定第11号 立科町町道路線の認定についてを採決します。本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第11号 立科町町道路線の認定については、
原案のとおり認定することに決定しました。

◎日程第9 発委第7号

議長（森本信明君） 日程第9 発委第7号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題
とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配
付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議あ
りませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続
調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とし、議会全員協議会及び全員協議会終了後、議会運営委員会を開
催しますので、議員は直ちに第1委員会室にお集まりください。

再開は2時30分からです。

（午後2時01分 休憩）

（午後2時30分 再開）

議長（森本信明君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

お諮りします。会議規則第22条の規定によって、発議第2号 蓼科高等学校生徒募
集定員120名維持及び存続を求める意見書の提出についてを日程に追加して、議題と
したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付してあります日程を追加日程とし
て議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 発議第2号

議長（森本信明君） 追加日程第1 発議第2号 蓼科高等学校の生徒募集定員120名維持及
び存続を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書（案）の朗読を願います。齊藤事務局長。

議会事務局長（齊藤明美君） 発議第2号 立科町議会議長 森本 信明 様

提出者 立科町議会議員 芝間 教男

賛同者 立科町議会議員 森澤 文王

蓼科高等学校の生徒募集定員120名維持及び存続を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

裏面をお願いいたします。

蓼科高等学校の生徒募集定員120名維持及び存続を求める意見書

長野県教育委員会は、11月11日定例委員会において、蓼科高等学校の令和2年度生徒募集定員を現行の120名から80名とすることを決定し、公表しました。

蓼科高等学校は、第6区内はもとより、令和2年3月の中学校卒業生が75人増加する第5区からも多くの生徒が通学する学校であるとともに、立科町、また川西地区（旧望月町、旧浅科村、旧北御牧村）及び長和町にある唯一の高校です。

今年度の体験入学や個別の学校訪問は、それら広域にわたる地区から、昨年度を上回る生徒や保護者が訪れて、高い関心を集めており、昨年度よりも入学希望者が多く見込まれると予想されているところです。

また、地域に密着した「蓼科学」や進学コースなど、生徒一人一人に合わせたコースをつくり、長野県の進める「多様な学びの場」としての一役を担う高校であり、平成31年1月、長野県で唯一「キャリア教育優良学校」として、文部科学大臣表彰を授与された実績のある高校でもあります。

さらに蓼科高等学校は、明治33年創設からの歴史の中で、先人たちが作り上げた地域に密着した学習の場であり、現在も地域の住民が一緒になって学校を支援し、その結果として、多くの生徒の個性を伸ばし社会へ送り出してきた学校であります。

立科町及び蓼科高等学校同窓会・PTA、そして地域からは、長野県教育委員会に対し、令和2年度の蓼科高等学校募集定員は120名維持とすることを強く要望してきたところです。

蓼科高等学校は、立科町にあるただ一つの高校であり、地域における若者の教育の場として、また活気ある町づくりには欠かせない高校として、多くの生徒が学べる環境の維持が必要であると考えます。

よって、立科町議会は、以下事項について強く要望します。

- 1、令和2年度募集定員の120名を維持すること。
- 2、蓼科高等学校は、中山間地域の重要な学校として、再編することなく、今後も存続させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年12月12日

長野県北佐久郡立科町議会議長 森本 信明

長野県知事 阿部 守一 様

長野県教育長 原山 隆一 様

以上です。

議長（森本信明君） 本件について、提出者の説明を求めます。

2番、芝間教男君、登壇の上、説明願います。

〈2番 芝間 教男君 登壇〉

2番（芝間教男君） 長野県教育委員会は、本件の蓼科中学校卒業生数が、平成2年3月をピークに継続的な減少が見込まれる中、平成16年1月、外部の有識者から構成される長野県高等学校改革プラン検討委員会を設置することから、高校改革に着手し、この第1期再編計画を実施することにより、平成30年までに総合学科を3校、多部制、単位制を3校、中高一貫校を2校、総合技術高校を3校開設するとともに、県立高等学校は89校から79校に編成・統合されております。

また、長野県の予測によれば、中学校卒業生数は、平成31年、2019年と比較して11年後の令和12年、2030年までには約4,000人減少し、第6区においても483人減少すると試算しております。その現状に基づき、長野県教育委員会では、新たな高校のあり方について、平成25年から内部での検討を開始し、いわゆる第2期高校再編計画を基本とした高校改革、夢に挑戦する学び実施方針を平成30年9月に作成しました。

この実施方針は、新たな学びの推進をうたうとともに、再編整備計画の案も示されており、旧12学区ごとに協議会を設け、将来を見据えた学びのあり方と具体的な高校の配置について、意見提案を行うこととされております。

この方針に基づき、県教育委員会は、令和2年度から長野県内の高校再編が開始されるわけではありますが、教育委員会へは、長野県町村会会長である長和町、羽田健一郎町長からも、「地域の意見を十分に聞いた上で編成は行っていただきたい」と提言をいただいているところは、新聞報道等で報道されましたので、皆さんご承知の方も多いかと思えます。

長野県教育委員会へは、蓼科高校振興協議会が中心となって、8月から再三にわたり、意見書に記載のとおりの実情や、旧第6区では、この協議会の開催が遅れており、何の議論もなされないままであるので、「蓼科高等学校の令和2年度の募集定員を現行の120名のままとしていただきたい」と繰り返して申し上げてまいりましたが、残念ながら11月11日、長野県教育委員会の定例委員会において、蓼科高等学校の令和2年度の募集定員を現行の120名から80名、2学級編成とすることが採択されてしまいました。

蓼科高校は、保科五無齋先生を初め、先人たちが苦勞をしてこの立科の地に学びの場をつくり、育て、119年という長い歴史を刻んでまいりました。立科町議会としましても、この学校はなくしてはならない、学校の門扉を広げ、多くの生徒に学習の場を提供し、立科町そして日本の将来を背負って立つ若者を育て、世に送り出して上げるため、

- 1、令和2年度募集定員の120名を維持すること。
- 2、蓼科高等学校は、中山間地域の重要な学校として再編することなく、今後も存

続させること。

の意見を長野県知事及び長野県教育長宛て、提出することを提案いたします。

議長（森本信明君） これから、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第2号 蓼科高等学校の生徒募集定員120名維持及び存続を求める意見書の提出については、原案のとおり提出することに決定いたしました。

これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

令和元年第4回立科町議会定例会を閉会とします。ご苦労さまでした。

（午後2時42分 閉会）